【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年5月12日
【計算期間】	第18特定期間（自　平成27年8月18日　至　平成28年2月15日）
【ファンド名】	イーストスプリング・アジア・インカム・プラス
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　関﨑　司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本　亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジアの債券および株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／資産複合に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　　内	株　　式
	海　　外	債　　券
追加型投信	内　　外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」…目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式・債券）））	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（株式および債券）に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

＊上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 日本を除くアジアの債券および株式を実質的な主要投資対象とします。
   - 主として、日本を除くアジアの債券および株式に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
   - 各資産への実質投資割合は、原則としてアジアの株式に30%程度、アジアの債券に70%程度とします。
   - 「債券からの安定的な利子収入」に加え、「株式の値上り益」を獲得することを目指します。

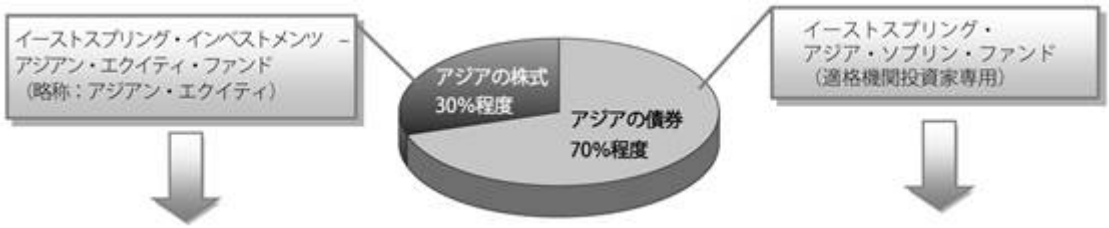

- 日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式を主要投資対象とし、長期的な成長を目指して運用を行います。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

- イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

充実したアジアのネットワーク

■イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。

■アジアン・エクイティおよびイーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの運用を担当するイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

（2016年3月末現在）

ファンドの仕組み

・当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

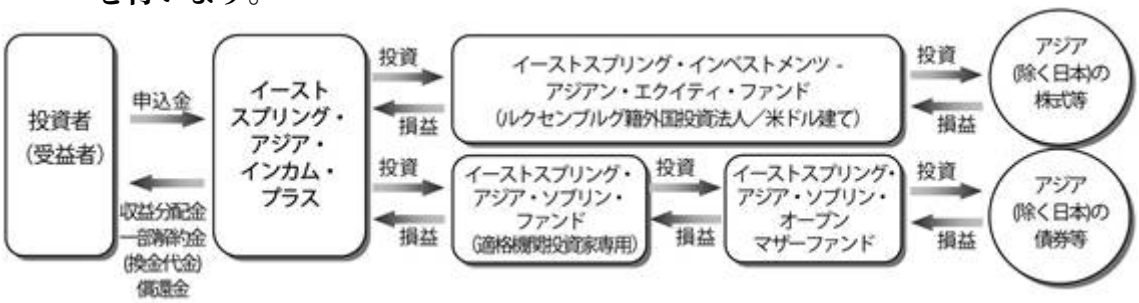

2．原則として、為替ヘッジは行いません。
・実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

3．毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。
・原則として、毎決算時に、主に利子・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
・決算時に分配が可能な売買益（評価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。
・分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

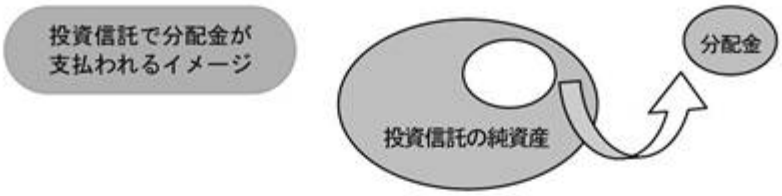

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

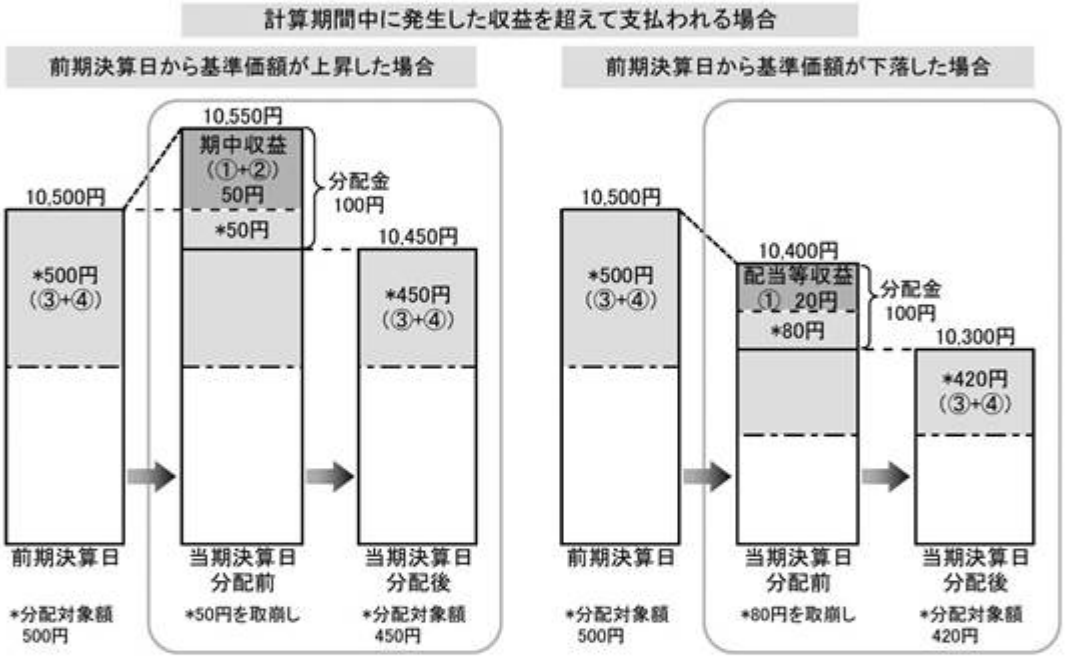

（注）分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の売買益・評価益　③分配準備積立金　④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

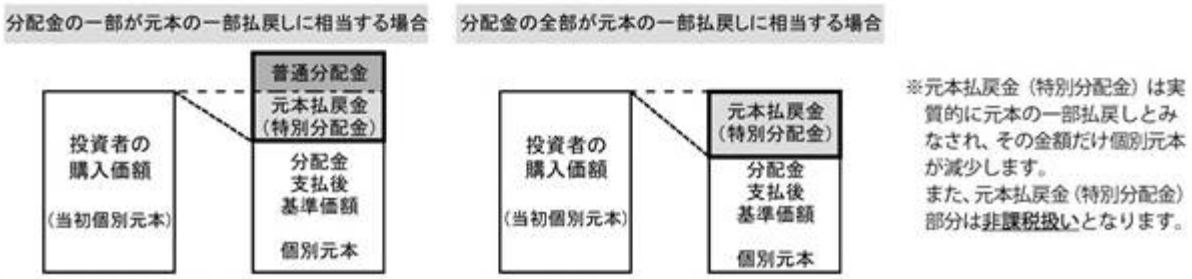

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
(特別分配金)

(2)【ファンドの沿革】

平成19年3月30日　証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成24年2月14日　ファンドの名称を「ＰＣＡアジア・インカム・プラス」から「イーストスプリング・アジア・インカム・プラス」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

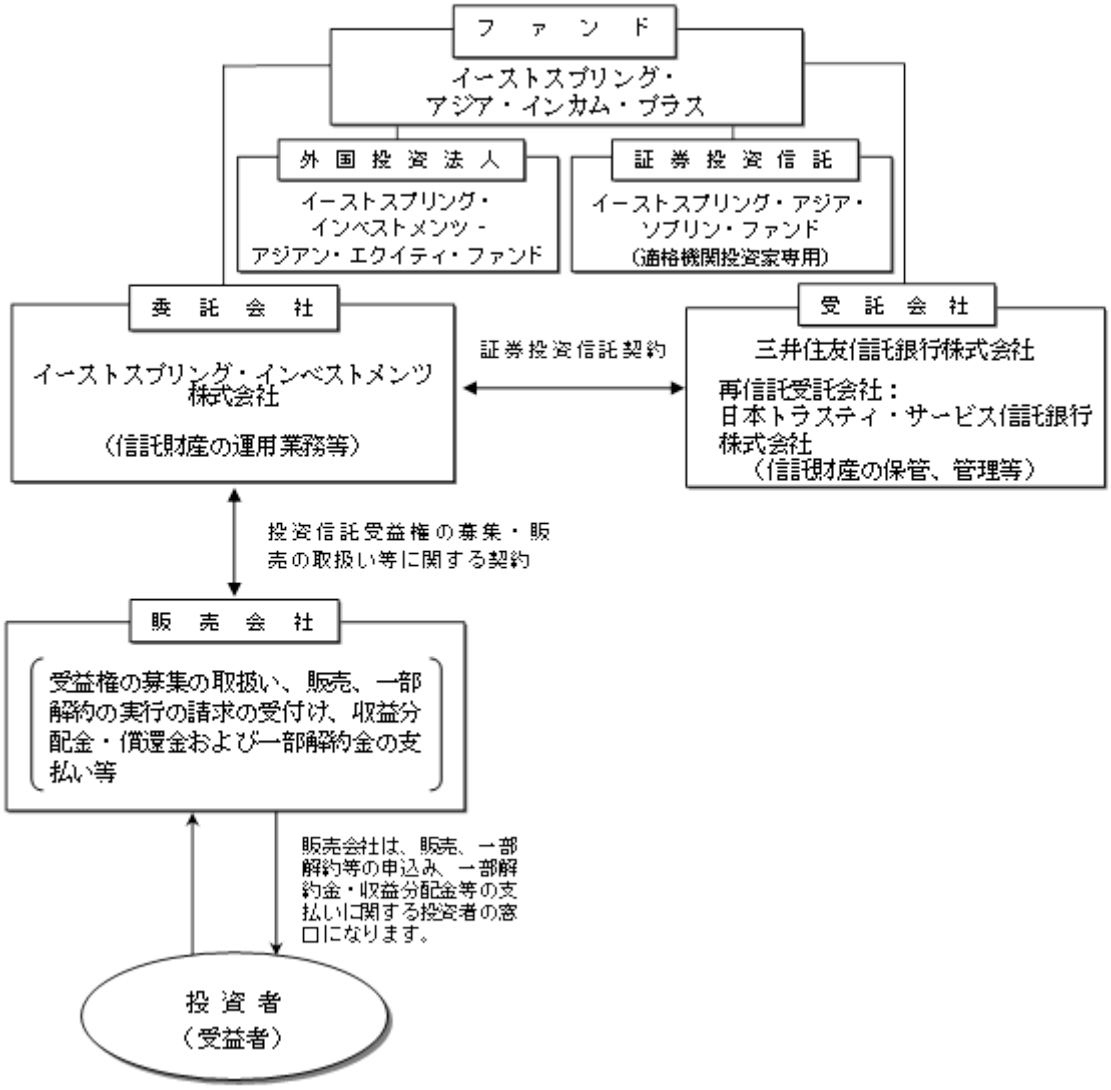

② 委託会社およびファンドの関係法人

1．委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
　当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。

2．受託会社：三井住友信託銀行株式会社
　（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
　当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

3．販売会社：
　当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1．受託会社と締結している契約
　証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2．販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④ 委託会社の概況

１．資本金の額

平成28年3月末現在　　649.5百万円

２．委託会社の沿革

平成11年12月　ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月　投資顧問業の登録
平成12年 5月　投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月　証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月　ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月　金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
平成22年12月　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成24年 2月　イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

３．大株主の状況（平成28年3月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「ＰＣＨＬ」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウントニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）ＰＣＨＬは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびＰＣＨＬは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

1．以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

ａ．ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」（米ドル建て）のクラスＪ投資証券

ｂ．国内籍証券投資信託「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）

※主に、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資を行います。

2．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3．当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

＜投資対象ファンドの概要＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド　クラスJ（略称：アジアン・エクイティ）	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本を除くアジア・パシフィック地域（韓国、台湾、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド等）の企業の株式	
ベンチマーク	MSCI AC Asia ex Japan Index（MSCI ACアジア指数（除く日本））※	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ（ルクセンブルグ）S.A.
ファンドの特徴	1．日本を除くアジア・パシフィック地域の企業の株式を主要投資対象とし、長期的な成長を目指して運用を行います。 2．原則として、為替ヘッジは行いません。 3．運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.325%
	管理報酬等	年率0.1%程度
	このほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設立日	2007年3月22日	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の 基本方針	日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。	
主な投資対象	イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの 関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	マザーファンドの投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
ファンドの 特徴	1．イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建債券に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。 2．実質的に組入れる債券の種類は、原則として、政府、政府機関および国際機関の発行する債券とします。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の債券に実質的に投資を行う場合があります。 3．原則として、アジアの現地通貨建債券に実質的に投資を行います。ただし、信託財産の純資産総額の20%を上限として、上記以外の通貨建ての債券に実質的に投資を行う場合があります。 4．原則として、為替ヘッジは行いません。 5．マザーファンドの運用の指図に関する権限を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託します。	
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.3024%（税抜0.28%）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
信託設定日	2007年4月2日	
決算日	毎月11日（休業日の場合は翌営業日）	

※　MSCI指数はMSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　金銭債権　（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ　約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」（米ドル建て）のクラスＪ投資証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１.の証券または証書の性質を有するもの

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞

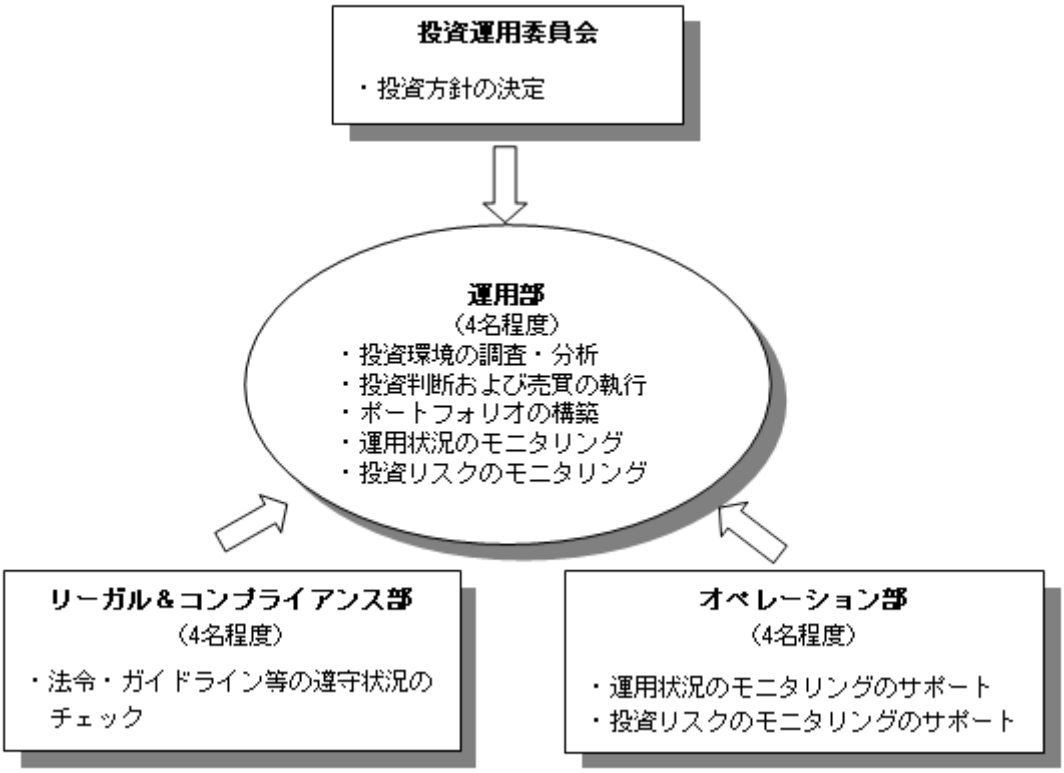

1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

＜運用体制に関する社内規則＞

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成28年3月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

第2期決算時（平成19年6月15日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．収益分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、決算時に分配が可能な売買益（評

価益を含みます。）がある場合は、これを付加して分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

3．留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配方式

1．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

1．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3．株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

4．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

6．資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d．借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。
当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 金利変動リスク
一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 株価変動リスク
株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 為替変動リスク
為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

4. 信用リスク
有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

5. 流動性リスク
実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

6. カントリーリスク
一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
6. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
7. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
8. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

＜委託会社における投資リスク管理体制＞

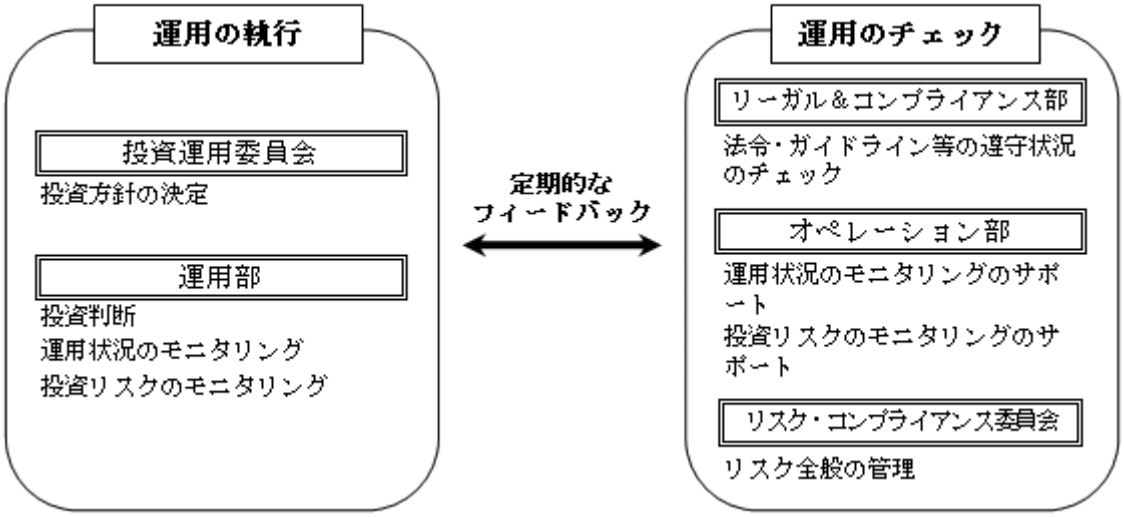

・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
・リーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成28年3月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 （2011年4月～2016年3月）

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 （2011年4月～2016年3月）

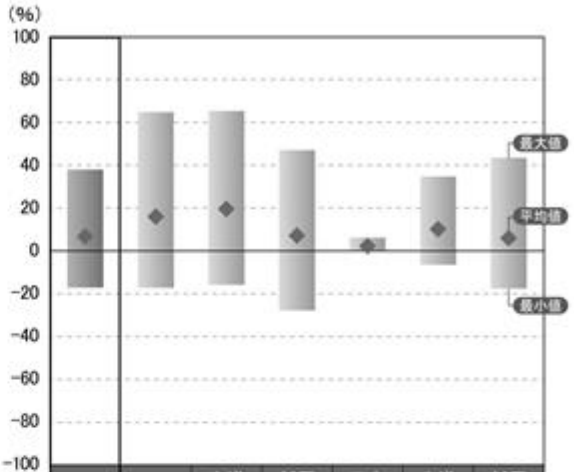

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.9%	16.2%	19.8%	7.3%	2.4%	10.4%	6.2%
最大値	38.2%	65.0%	65.6%	47.3%	6.1%	34.9%	43.7%
最小値	−17.0%	−17.0%	−15.7%	−27.5%	0.4%	−6.3%	−17.4%

※2011年4月から2016年3月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞
日 本 株： 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株： MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株： MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債： NOMURA-BPI 国債
先進国債： シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債： JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

＜指数について＞

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 申込手数料は、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

② 償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

③ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて、信託財産の純資産総額に対し、年率1.3284%（税抜1.23%）を乗じて得た額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、各販売会社の取扱純資産残高に応じて以下の通りです。

各販売会社の取扱純資産残高のうち		100億円以下の部分	100億円超200億円以下の部分	200億円超の部分
配分	委託会社	年率 0.5400%（税抜 0.50%）	年率 0.4860%（税抜 0.45%）	年率 0.4320%（税抜 0.40%）
	販売会社	年率 0.7560%（税抜 0.70%）	年率 0.8100%（税抜 0.75%）	年率 0.8640%（税抜 0.80%）
	受託会社	年率 0.0324%（税抜 0.03%）		

＜信託報酬とその支払先の役務について＞

信託報酬		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	委託した資金の運用の対価
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等（年率0.33918%程度）がかかります。
当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.66758%程度（税込）です。当該信託報酬は原則的な投資割合によるものであり、投資信託証券の組入状況等により変動することがあります。

＜ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等＞

ファンド名	信託報酬等
アジアン・エクイティ	年率0.425%程度
イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	年率0.3024% （税抜0.28%）

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

⑤ 外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

＜その他の手数料等の役務について＞

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

ａ．収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b．一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。
ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15% （所得税15%）

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

② 個別元本について

１．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コー

ス」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

３．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成28年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成28年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	162,451,872	69.96
投資証券	ルクセンブルグ	61,543,208	26.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	8,202,015	3.53
合計（純資産総額）		232,197,095	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年３月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	188,349,997	0.8527	160,606,042	0.8625	162,451,872	69.96
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド	47,255.309	1,262.35	59,652,929	1,302.35	61,543,208	26.50

種類別投資比率　（平成28年３月31日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	69.96
投資証券	26.50
合計	96.47

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成28年３月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(平成19年 8月15日)	3,119	3,183	1.0052	1.0307
第2特定期間	(平成20年 2月15日)	3,392	3,496	0.9672	0.9972
第3特定期間	(平成20年 8月15日)	3,057	3,152	0.8703	0.8973
第4特定期間	(平成21年 2月16日)	2,037	2,113	0.5929	0.6149
第5特定期間	(平成21年 8月17日)	2,301	2,359	0.7251	0.7431
第6特定期間	(平成22年 2月15日)	1,866	1,892	0.7192	0.7282
第7特定期間	(平成22年 8月16日)	1,553	1,574	0.7212	0.7302
第8特定期間	(平成23年 2月15日)	1,214	1,230	0.7341	0.7431
第9特定期間	(平成23年 8月15日)	940	954	0.7014	0.7104
第10特定期間	(平成24年 2月15日)	863	874	0.7158	0.7248
第11特定期間	(平成24年 8月15日)	728	738	0.6937	0.7027
第12特定期間	(平成25年 2月15日)	710	718	0.8452	0.8542
第13特定期間	(平成25年 8月15日)	492	498	0.8017	0.8107
第14特定期間	(平成26年 2月17日)	426	431	0.7976	0.8066
第15特定期間	(平成26年 8月15日)	339	343	0.8711	0.8801
第16特定期間	(平成27年 2月16日)	312	315	0.9679	0.9769
第17特定期間	(平成27年 8月17日)	264	266	0.9088	0.9178
第18特定期間	(平成28年 2月15日)	217	220	0.7911	0.8001
	平成27年 3月末日	302	－	0.9628	－
	平成27年 4月末日	303	－	0.9861	－
	平成27年 5月末日	302	－	0.9909	－
	平成27年 6月末日	287	－	0.9536	－
	平成27年 7月末日	273	－	0.9375	－
	平成27年 8月末日	247	－	0.8616	－
	平成27年 9月末日	238	－	0.8291	－
	平成27年10月末日	251	－	0.8870	－
	平成27年11月末日	244	－	0.8782	－
	平成27年12月末日	236	－	0.8579	－
	平成28年 1月末日	228	－	0.8313	－
	平成28年 2月末日	219	－	0.7953	－
	平成28年 3月末日	232	－	0.8428	－

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成19年 3月30日～平成19年 8月15日）	0.0255
第2特定期間（平成19年 8月16日～平成20年 2月15日）	0.0300
第3特定期間（平成20年 2月16日～平成20年 8月15日）	0.0270
第4特定期間（平成20年 8月16日～平成21年 2月16日）	0.0220
第5特定期間（平成21年 2月17日～平成21年 8月17日）	0.0180
第6特定期間（平成21年 8月18日～平成22年 2月15日）	0.0090
第7特定期間（平成22年 2月16日～平成22年 8月16日）	0.0090
第8特定期間（平成22年 8月17日～平成23年 2月15日）	0.0090
第9特定期間（平成23年 2月16日～平成23年 8月15日）	0.0090
第10特定期間（平成23年 8月16日～平成24年 2月15日）	0.0090
第11特定期間（平成24年 2月16日～平成24年 8月15日）	0.0090
第12特定期間（平成24年 8月16日～平成25年 2月15日）	0.0090
第13特定期間（平成25年 2月16日～平成25年 8月15日）	0.0090
第14特定期間（平成25年 8月16日～平成26年 2月17日）	0.0090
第15特定期間（平成26年 2月18日～平成26年 8月15日）	0.0090
第16特定期間（平成26年 8月16日～平成27年 2月16日）	0.0090
第17特定期間（平成27年 2月17日～平成27年 8月17日）	0.0090
第18特定期間（平成27年 8月18日～平成28年 2月15日）	0.0090

③【収益率の推移】

期間	収益率（%）
第1特定期間（平成19年 3月30日～平成19年 8月15日）	3.1
第2特定期間（平成19年 8月16日～平成20年 2月15日）	△0.8
第3特定期間（平成20年 2月16日～平成20年 8月15日）	△7.2
第4特定期間（平成20年 8月16日～平成21年 2月16日）	△29.3
第5特定期間（平成21年 2月17日～平成21年 8月17日）	25.3
第6特定期間（平成21年 8月18日～平成22年 2月15日）	0.4
第7特定期間（平成22年 2月16日～平成22年 8月16日）	1.5
第8特定期間（平成22年 8月17日～平成23年 2月15日）	3.0
第9特定期間（平成23年 2月16日～平成23年 8月15日）	△3.2
第10特定期間（平成23年 8月16日～平成24年 2月15日）	3.3
第11特定期間（平成24年 2月16日～平成24年 8月15日）	△1.8
第12特定期間（平成24年 8月16日～平成25年 2月15日）	23.1
第13特定期間（平成25年 2月16日～平成25年 8月15日）	△4.1
第14特定期間（平成25年 8月16日～平成26年 2月17日）	0.6
第15特定期間（平成26年 2月18日～平成26年 8月15日）	10.3
第16特定期間（平成26年 8月16日～平成27年 2月16日）	12.1
第17特定期間（平成27年 2月17日～平成27年 8月17日）	△5.2
第18特定期間（平成27年 8月18日～平成28年 2月15日）	△12.0

(注) 収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	自　平成19年 3月30日 至　平成19年 8月15日	3,126,804,779	23,043,426	3,103,761,353
第2特定期間	自　平成19年 8月16日 至　平成20年 2月15日	551,883,363	148,190,993	3,507,453,723
第3特定期間	自　平成20年 2月16日 至　平成20年 8月15日	91,520,080	85,422,291	3,513,551,512
第4特定期間	自　平成20年 8月16日 至　平成21年 2月16日	37,900,554	114,517,128	3,436,934,938
第5特定期間	自　平成21年 2月17日 至　平成21年 8月17日	39,430,870	302,799,028	3,173,566,780
第6特定期間	自　平成21年 8月18日 至　平成22年 2月15日	18,595,621	596,719,568	2,595,442,833
第7特定期間	自　平成22年 2月16日 至　平成22年 8月16日	15,377,744	456,257,446	2,154,563,131
第8特定期間	自　平成22年 8月17日 至　平成23年 2月15日	8,228,450	508,872,023	1,653,919,558
第9特定期間	自　平成23年 2月16日 至　平成23年 8月15日	7,276,554	319,679,081	1,341,517,031
第10特定期間	自　平成23年 8月16日 至　平成24年 2月15日	6,253,800	141,623,233	1,206,147,598
第11特定期間	自　平成24年 2月16日 至　平成24年 8月15日	5,623,594	161,104,905	1,050,666,287
第12特定期間	自　平成24年 8月16日 至　平成25年 2月15日	4,686,739	215,344,391	840,008,635
第13特定期間	自　平成25年 2月16日 至　平成25年 8月15日	3,494,553	229,290,795	614,212,393
第14特定期間	自　平成25年 8月16日 至　平成26年 2月17日	2,114,425	82,216,585	534,110,233
第15特定期間	自　平成26年 2月18日 至　平成26年 8月15日	1,475,469	146,288,067	389,297,635
第16特定期間	自　平成26年 8月16日 至　平成27年 2月16日	792,782	67,494,299	322,596,118
第17特定期間	自　平成27年 2月17日 至　平成27年 8月17日	1,238,960	33,198,843	290,636,235
第18特定期間	自　平成27年 8月18日 至　平成28年 2月15日	768,239	16,052,383	275,352,091

（注）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜参考情報＞

2016年3月31日現在

■基準価額・純資産の推移 期間：設定日（2007年3月30日）～2016年3月31日

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

■分配の推移（1万口当たり・税引前）

決算期	分配金
2016年 3月（第107期）	15円
2016年 2月（第106期）	15円
2016年 1月（第105期）	15円
2015年12月（第104期）	15円
2015年11月（第103期）	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	2,410円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	69.96
イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド	26.50
現金・その他	3.53

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.92
現金・その他	1.08

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

組入上位5銘柄

	銘 柄	国・地域	業 種	比率(%)
1	Samsung Electronics Co Ltd	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.66
2	Taiwan Semiconductor Manufacturing	台湾	半導体・半導体製造装置	6.16
3	China Construction Bank	中国	銀行	3.94
4	China Mobile Ltd	香港	電気通信サービス	3.71
5	Tencent Holdings Ltd	中国	ソフトウェア・サービス	3.52

※比率は、組入銘柄評価額の合計を100%として計算しています。
※国・地域は、当該銘柄の登録国・地域を記載しています。

●「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況（マザーファンド）

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
債券	96.97
現金・その他	3.03

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。債券の比率は経過利子相当分を含んでいます。

組入上位5銘柄

	銘 柄	利率(%)	償還日	比率(%)
1	PHILIPPINE GOVT	8.750	2030/05/27	3.85
2	INDIA GOVT	8.070	2017/07/03	3.80
3	PHILIPPINE GOVT	4.125	2024/08/20	2.96
4	INDIA GOVT	8.300	2040/07/02	2.77
5	INDIA GOVT	8.150	2022/06/11	2.48

※比率は、マザーファンドの組入債券評価額の合計を100%として計算しています。なお、経過利子相当分を含んでいます。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

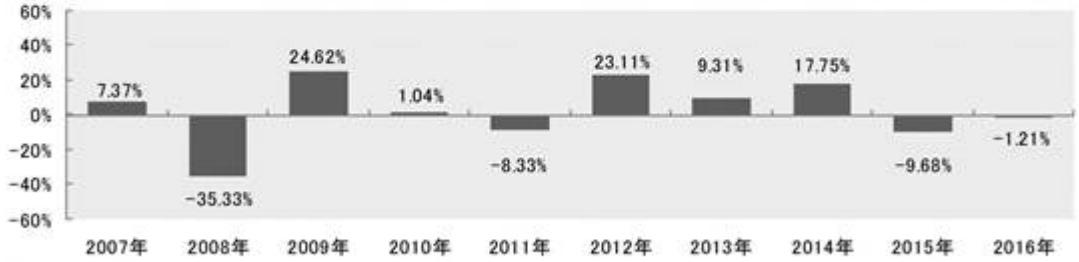

※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※2007年は、設定日（2007年3月30日）から2007年12月末までの収益率です。
※2016年は、3月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１．販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。
①シンガポールの金融商品取引所の休場日
②シンガポールの銀行休業日
③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
④ルクセンブルグの銀行休業日
お申込みの受付けは、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

２．申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

３．受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

４．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

５．受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。
※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。
「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

１．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。

①シンガポールの金融商品取引所の休場日
②シンガポールの銀行休業日
③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
④ルクセンブルグの銀行休業日

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

２．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額＊として控除した価額（解約価額）とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＊信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

３．一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

４．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記１．による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

５．上記４．により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記２．に準じて計算された価額とします。

６．信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主な投資対象資産の評価方法＞

投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「アジドリ」と略称で掲載されています。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成19年3月30日から平成29年3月15日までとします。
ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。なお、下記「(5) その他　１．信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

１．信託契約の解約（信託の終了）

ａ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｆ．上記ｃ．からｅ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｇ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「２．信託約款の変更」ｄ．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「２．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

２．信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記ａ．の信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．信託契約に関する監督官庁の命令

ａ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｂ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「２．信託約款の変更」の規定にしたがいます。

４．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

５．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

６．運用報告書

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月）の決算時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。
交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。
ホームページアドレス http://www.eastspring.co.jp/

７．反対者の買取請求権

信託契約の解約（信託の終了）または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

８．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

９．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

４【受益者の権利等】

① 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

③ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年8月18日から平成28年2月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
イーストスプリング・アジア・インカム・プラス
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (平成27年8月17日現在)	当特定期間 (平成28年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	319,301	290,888
金銭信託	―	8,350,166
コール・ローン	10,344,885	―
投資信託受益証券	185,210,780	156,311,662
投資証券	70,072,440	53,109,938
未収配当金	―	565,050
未収利息	5	―
流動資産合計	265,947,411	218,627,704
資産合計	265,947,411	218,627,704
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	435,954	413,028
未払解約金	901,827	―
未払受託者報酬	8,014	6,132
未払委託者報酬	320,532	245,366
その他未払費用	156,127	132,062
流動負債合計	1,822,454	796,588
負債合計	1,822,454	796,588
純資産の部		
元本等		
元本	290,636,235	275,352,091
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△26,511,278	△57,520,975
（分配準備積立金）	4,952,911	4,141,793
元本等合計	264,124,957	217,831,116
純資産合計	264,124,957	217,831,116
負債純資産合計	265,947,411	218,627,704

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日	当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日
営業収益		
受取配当金	4,245,978	3,712,721
受取利息	1,108	906
有価証券売買等損益	△20,657,216	△26,218,591
為替差損益	4,325,543	△5,671,442
営業収益合計	△12,084,587	△28,176,406
営業費用		
受託者報酬	47,626	38,835
委託者報酬	1,905,061	1,553,581
その他費用	533,807	496,892
営業費用合計	2,486,494	2,089,308
営業利益又は営業損失（△）	△14,571,081	△30,265,714
経常利益又は経常損失（△）	△14,571,081	△30,265,714
当期純利益又は当期純損失（△）	△14,571,081	△30,265,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	83,530	130,431
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,340,665	△26,511,278
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,244,068	2,017,323
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,244,068	2,017,323
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,504	106,821
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,504	106,821
分配金	2,728,566	2,524,054
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△26,511,278	△57,520,975

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３．収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前特定期間 (平成27年8月17日現在)	当特定期間 (平成28年2月15日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	322,596,118円	290,636,235円
期中追加設定元本額	1,238,960円	768,239円
期中一部解約元本額	33,198,843円	16,052,383円
２．特定期間末日における受益権の総数	290,636,235口	275,352,091口
３．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損　26,511,278円	元本の欠損　57,520,975円
４．１口当たりの純資産額	0.9088円	0.7911円
（１万口当たりの純資産額)	(9,088円)	(7,911円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日		当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日	
１．分配金の計算過程 第95期 平成27年2月17日 平成27年3月16日		１．分配金の計算過程 第101期 平成27年8月18日 平成27年9月15日	
A　費用控除後の配当等収益額	242,423円	A　費用控除後の配当等収益額	288,496円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C　収益調整金額	10,260円	C　収益調整金額	2,143円
D　分配準備積立金額	5,956,890円	D　分配準備積立金額	4,903,740円
E　当ファンドの分配対象収益額	6,209,573円	E　当ファンドの分配対象収益額	5,194,379円
F　当ファンドの期末残存口数	316,504,672口	F　当ファンドの期末残存口数	287,337,359口
G　10,000口当たり収益分配対象額	196円	G　10,000口当たり収益分配対象額	180円
H　10,000口当たり分配金額	15円	H　10,000口当たり分配金額	15円
I　収益分配金金額	474,757円	I　収益分配金金額	431,006円

前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日			当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日		
第96期 平成27年3月17日 平成27年4月15日			第102期 平成27年 9月16日 平成27年10月15日		
A	費用控除後の配当等収益額	775,049円	A	費用控除後の配当等収益額	664,810円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,988円	C	収益調整金額	3,121円
D	分配準備積立金額	5,626,112円	D	分配準備積立金額	4,746,812円
E	当ファンドの分配対象収益額	6,403,149円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,414,743円
F	当ファンドの期末残存口数	310,032,205口	F	当ファンドの期末残存口数	286,452,755口
G	10,000口当たり収益分配対象額	206円	G	10,000口当たり収益分配対象額	189円
H	10,000口当たり分配金額	15円	H	10,000口当たり分配金額	15円
I	収益分配金金額	465,048円	I	収益分配金金額	429,679円
第97期 平成27年4月16日 平成27年5月15日			第103期 平成27年10月16日 平成27年11月16日		
A	費用控除後の配当等収益額	234,251円	A	費用控除後の配当等収益額	222,572円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	15,282円	C	収益調整金額	4,924円
D	分配準備積立金額	5,869,725円	D	分配準備積立金額	4,874,502円
E	当ファンドの分配対象収益額	6,119,258円	E	当ファンドの分配対象収益額	5,101,998円
F	当ファンドの期末残存口数	306,732,124口	F	当ファンドの期末残存口数	279,761,069口
G	10,000口当たり収益分配対象額	199円	G	10,000口当たり収益分配対象額	182円
H	10,000口当たり分配金額	15円	H	10,000口当たり分配金額	15円
I	収益分配金金額	460,098円	I	収益分配金金額	419,641円
第98期 平成27年5月16日 平成27年6月15日			第104期 平成27年11月17日 平成27年12月15日		
A	費用控除後の配当等収益額	308,461円	A	費用控除後の配当等収益額	262,479円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,955円	C	収益調整金額	1,771円
D	分配準備積立金額	5,565,653円	D	分配準備積立金額	4,662,843円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,876,069円	E	当ファンドの分配対象収益額	4,927,093円
F	当ファンドの期末残存口数	301,352,782口	F	当ファンドの期末残存口数	278,577,178口
G	10,000口当たり収益分配対象額	194円	G	10,000口当たり収益分配対象額	176円
H	10,000口当たり分配金額	15円	H	10,000口当たり分配金額	15円
I	収益分配金金額	452,029円	I	収益分配金金額	417,865円

前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日			当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日		
第99期 平成27年6月16日 平成27年7月15日			第105期 平成27年12月16日 平成28年 1月15日		
A	費用控除後の配当等収益額	349,709円	A	費用控除後の配当等収益額	275,643円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,865円	C	収益調整金額	1,848円
D	分配準備積立金額	5,305,626円	D	分配準備積立金額	4,457,185円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,657,200円	E	当ファンドの分配対象収益額	4,734,676円
F	当ファンドの期末残存口数	293,786,715口	F	当ファンドの期末残存口数	275,223,812口
G	10,000口当たり収益分配対象額	192円	G	10,000口当たり収益分配対象額	172円
H	10,000口当たり分配金額	15円	H	10,000口当たり分配金額	15円
I	収益分配金金額	440,680円	I	収益分配金金額	412,835円
第100期 平成27年7月16日 平成27年8月17日			第106期 平成28年1月16日 平成28年2月15日		
A	費用控除後の配当等収益額	221,120円	A	費用控除後の配当等収益額	230,954円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	1,804円	C	収益調整金額	2,093円
D	分配準備積立金額	5,165,941円	D	分配準備積立金額	4,321,774円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,388,865円	E	当ファンドの分配対象収益額	4,554,821円
F	当ファンドの期末残存口数	290,636,235口	F	当ファンドの期末残存口数	275,352,091口
G	10,000口当たり収益分配対象額	185円	G	10,000口当たり収益分配対象額	165円
H	10,000口当たり分配金額	15円	H	10,000口当たり分配金額	15円
I	収益分配金金額	435,954円	I	収益分配金金額	413,028円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日	当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自　平成27年2月17日 至　平成27年8月17日	当特定期間 自　平成27年8月18日 至　平成28年2月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２．時価の算定方法 ①投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成27年8月17日現在)	当特定期間 (平成28年2月15日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△6,629,240	△960,585
投資証券	△5,431,789	△1,831,562
合計	△12,061,029	△2,792,147

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　（平成28年2月15日現在）

通貨	種　類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）	188,349,997	156,311,662	
小　計			188,349,997	156,311,662	
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド	47,255.309	468,630.89	
小　計			47,255.309	468,630.89 (53,109,938)	
合　計		―		209,421,600 (53,109,938)	

（注）券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注）１.小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２.合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３.外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券　1銘柄	100.0%	100.0%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券および「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」のクラスＪ投資証券を主要投資対象としております。

これらの受益証券および投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成28年2月12日に監査対象期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」は、ルクセンブルグ籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成26年12月31日付でルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され独立監査人による財務諸表監査を受けております。

下記の純資産計算書、純資産変動計算書および投資有価証券明細は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳・抜粋し、作成したものです。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・ファンド（適格機関投資家専用）」の状況

（１）貸借対照表

区　　分	注記番号	前特定期間 (平成27年8月11日現在) 金　　額(円)	当特定期間 (平成28年2月12日現在) 金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		190,969,895	156,331,397
流動資産合計		190,969,895	156,331,397
資産合計		190,969,895	156,331,397
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		652,725	565,049
未払受託者報酬		3,290	2,911
未払委託者報酬		42,759	37,833
その他未払費用		37,800	37,800
流動負債合計		736,574	643,593
負債合計		736,574	643,593
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	203,976,630	188,349,997
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3	△13,743,309	△32,662,193
(分配準備積立金)		1,676,234	1,580,176
元本等合計		190,233,321	155,687,804
純資産合計		190,233,321	155,687,804
負債純資産合計		190,969,895	156,331,397

（２）損益及び剰余金計算書

区　　分	注記番号	前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日 金　　額(円)	当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日 金　　額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△2,565,619	△16,537,989
営業収益合計		△2,565,619	△16,537,989
営業費用			
受託者報酬		21,312	18,360
委託者報酬	2	276,992	238,653
その他費用		37,800	37,800
営業費用合計		336,104	294,813
営業利益又は営業損失（△）		△2,901,723	△16,832,802
経常利益又は経常損失（△）		△2,901,723	△16,832,802
当期純利益又は当期純損失（△）		△2,901,723	△16,832,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△10,868	△155,952
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△7,250,151	△13,743,309
剰余金増加額又は欠損金減少額		643,670	1,470,682
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		643,670	1,470,682
剰余金減少額又は欠損金増加額		－	－
分配金	1	4,245,973	3,712,716
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△13,743,309	△32,662,193

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 平成28年２月11日が休業日のため、信託約款第40条より、当特定期間末日を平成28年２月12日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前特定期間 (平成27年8月11日現在)	当特定期間 (平成28年2月12日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	217,631,166円	203,976,630円
期中追加設定元本額	－	－
期中一部解約元本額	13,654,536円	15,626,633円
２．特定期間末日における受益権の総数	203,976,630口	188,349,997口
３．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損　13,743,309円	元本の欠損　32,662,193円
４．１口当たりの純資産額	0.9326円	0.8266円
(１万口当たりの純資産額)	(9,326円)	(8,266円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日			当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
第95期 平成27年2月13日 平成27年3月11日			第101期 平成27年8月12日 平成27年9月11日		
A	費用控除後の配当等収益額	633,835円	A	費用控除後の配当等収益額	634,088円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	1,774,656円	D	分配準備積立金額	1,621,604円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,408,491円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,255,692円
F	当ファンドの期末残存口数	214,498,661口	F	当ファンドの期末残存口数	197,328,556口
G	10,000口当たり収益分配対象額	112円	G	10,000口当たり収益分配対象額	114円
H	10,000口当たり分配金額	30円	H	10,000口当たり分配金額	32円
I	収益分配金金額	643,495円	I	収益分配金金額	631,451円
第96期 平成27年3月12日 平成27年4月13日			第102期 平成27年 9月12日 平成27年10月13日		
A	費用控除後の配当等収益額	823,770円	A	費用控除後の配当等収益額	692,605円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	1,764,996円	D	分配準備積立金額	1,624,241円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,588,766円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,316,846円
F	当ファンドの期末残存口数	214,498,661口	F	当ファンドの期末残存口数	197,328,556口
G	10,000口当たり収益分配対象額	120円	G	10,000口当たり収益分配対象額	117円
H	10,000口当たり分配金額	38円	H	10,000口当たり分配金額	35円
I	収益分配金金額	815,094円	I	収益分配金金額	690,649円

前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日			当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日		
	第97期 平成27年4月14日 平成27年5月11日			第103期 平成27年10月14日 平成27年11月11日	
A	費用控除後の配当等収益額	639,559円	A	費用控除後の配当等収益額	597,668円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	1,730,524円	D	分配準備積立金額	1,598,488円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,370,083円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,196,156円
F	当ファンドの期末残存口数	209,280,544口	F	当ファンドの期末残存口数	193,966,081口
G	10,000口当たり収益分配対象額	113円	G	10,000口当たり収益分配対象額	113円
H	10,000口当たり分配金額	31円	H	10,000口当たり分配金額	31円
I	収益分配金金額	648,769円	I	収益分配金金額	601,294円
	第98期 平成27年5月12日 平成27年6月11日			第104期 平成27年11月12日 平成27年12月11日	
A	費用控除後の配当等収益額	729,202円	A	費用控除後の配当等収益額	602,004円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	1,721,314円	D	分配準備積立金額	1,548,684円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,450,516円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,150,688円
F	当ファンドの期末残存口数	209,280,544口	F	当ファンドの期末残存口数	188,349,997口
G	10,000口当たり収益分配対象額	117円	G	10,000口当たり収益分配対象額	114円
H	10,000口当たり分配金額	35円	H	10,000口当たり分配金額	32円
I	収益分配金金額	732,481円	I	収益分配金金額	602,719円

前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日	当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日
第99期 平成27年6月12日 平成27年7月13日	第105期 平成27年12月12日 平成28年 1月12日
A　費用控除後の配当等収益額　749,462円	A　費用控除後の配当等収益額　634,985円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円
C　収益調整金額　0円	C　収益調整金額　0円
D　分配準備積立金額　1,718,035円	D　分配準備積立金額　1,547,969円
E　当ファンドの分配対象収益額　2,467,497円	E　当ファンドの分配対象収益額　2,182,954円
F　当ファンドの期末残存口数　209,280,544口	F　当ファンドの期末残存口数　188,349,997口
G　10,000口当たり収益分配対象額　117円	G　10,000口当たり収益分配対象額　115円
H　10,000口当たり分配金額　36円	H　10,000口当たり分配金額　33円
I　収益分配金金額　753,409円	I　収益分配金金額　621,554円
第100期 平成27年7月14日 平成27年8月11日	第106期 平成28年1月13日 平成28年2月12日
A　費用控除後の配当等収益額　658,314円	A　費用控除後の配当等収益額　583,825円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額　0円
C　収益調整金額　0円	C　収益調整金額　0円
D　分配準備積立金額　1,670,645円	D　分配準備積立金額　1,561,400円
E　当ファンドの分配対象収益額　2,328,959円	E　当ファンドの分配対象収益額　2,145,225円
F　当ファンドの期末残存口数　203,976,630口	F　当ファンドの期末残存口数　188,349,997口
G　10,000口当たり収益分配対象額　114円	G　10,000口当たり収益分配対象額　113円
H　10,000口当たり分配金額　32円	H　10,000口当たり分配金額　30円
I　収益分配金金額　652,725円	I　収益分配金金額　565,049円
２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の25以内の率を乗じて得た金額	２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日	当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自　平成27年2月13日 至　平成27年8月11日	当特定期間 自　平成27年8月12日 至　平成28年2月12日
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２．時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成27年8月11日現在)	当特定期間 (平成28年2月12日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△46,502	△1,205,373
合計	△46,502	△1,205,373

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）附属明細表

１．有価証券明細表

(１)株式

該当事項はありません。

(２)株式以外の有価証券　（平成28年2月12日現在）

種　類	銘　　柄	券面総額(口)	評価額(円)	備　考
親投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド	104,814,883	156,331,397	―
合　計	―	104,814,883	156,331,397	―

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(１)貸借対照表

区　　分	注記番号	(平成27年8月11日現在)	(平成28年2月12日現在)
		金　　額(円)	金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		46,101,063	7,433,634
金銭信託		201,761	39,456,409
コール・ローン		29,155,387	―
国債証券		1,584,458,293	1,322,115,790
特殊債券		31,514,264	27,080,828
派生商品評価勘定		413,020	2,269,000
未収入金		8,443,771	28,099,736
未収利息		19,986,171	17,323,048
前払費用		27,580	322,958
流動資産合計		1,720,301,310	1,444,101,403
資産合計		1,720,301,310	1,444,101,403
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,260,900	528,608
未払解約金		86,760	―
流動負債合計		2,347,660	528,608
負債合計		2,347,660	528,608
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	1,045,788,182	967,855,879
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		672,165,468	475,716,916
元本等合計		1,717,953,650	1,443,572,795
純資産合計		1,717,953,650	1,443,572,795
負債純資産合計		1,720,301,310	1,444,101,403

（注）「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年４月21日から翌年４月20日までであります。

(２)附属明細表

１．有価証券明細表

(１)株式

該当事項はありません。

(２)株式以外の有価証券

（平成28年2月12日現在）

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
シンガポールドル	国債証券	2.25% SINGAPORE GOVT	300,000.00	308,781.00	
		2.375% SINGAPORE GOVT	100,000.00	103,468.40	
		2.75% SINGAPORE GOVT	180,000.00	190,890.00	
		2.75% SINGAPORE GOVT	200,000.00	208,388.00	
		2.875% SINGAPORE GOVT	140,000.00	148,670.20	
		3.125% SINGAPORE GOVT	220,000.00	238,260.00	
		3.25% SINGAPORE GOVT	150,000.00	161,625.00	
		3.375% SINGAPORE GOVT	110,000.00	124,998.50	
		3.5% SINGAPORE GOVT 2027	250,000.00	283,375.00	
		3% SINGAPORE GOVT	250,000.00	271,250.00	
シンガポールドル合計			1,900,000.00	2,039,706.10 (165,134,605)	
マレーシアリンギット	国債証券	3.26% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	501,250.00	
		3.733% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	952,354.00	
		3.795% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	501,146.50	
		3.889% MALAYSIAN GOVT	700,000.00	711,300.80	
		3.955% MALAYSIA GOVT	500,000.00	501,176.50	
		4.048% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	508,942.00	
		4.24% MALAYSIAN GOVT	210,000.00	214,613.70	
		4.284% MALAYSIA INVEST	1,000,000.00	1,020,552.00	
		4.492% MALAYSIA INVESTMN	1,000,000.00	1,030,257.00	
		4.498% MALAYSIAN GOVT	500,000.00	515,765.00	
		5.734% MALAYSIAN GOVT	1,000,000.00	1,075,740.00	
	国債証券　小計		7,410,000.00	7,533,097.50 (204,598,928)	
	特殊債券	4.16% DANAINFRA NASIONAL	1,000,000.00	997,085.00	
	特殊債券　小計		1,000,000.00	997,085.00 (27,080,828)	
マレーシアリンギット合計			8,410,000.00	8,530,182.50 (231,679,756)	

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
フィリピンペソ	国債証券	2.125% PHILIPPINE GOVT	5,000,000.00	4,920,530.00	
		3.5% PHILIPPINE GOVT	10,000,000.00	9,999,770.00	
		3.625% PHILIPPINE GOVT	5,000,000.00	4,891,245.00	
		4.125% PHILIPPINE GOVT	16,689,946.00	16,789,818.63	
		4.625% PHILIPPINE GOVT	10,000,000.00	9,785,580.00	
		5.375% PHILIPPINE GOVT	10,000,000.00	11,211,930.00	
		6.125% PHILIPPINE GOVT	5,000,000.00	5,815,520.00	
		6.25% PHILIPPINES(REP)	2,000,000.00	2,189,002.00	
		8.125% PHILIPPINE GOVT	5,000,000.00	6,971,400.00	
		8.75% PHILIPPINE GOVT	16,000,000.00	23,502,144.00	
		8% PHILIPPINE GOVT	1,000,000.00	1,427,266.00	
		9.125% PHILIPPINE GOVT	2,380.00	2,478.69	
		9.25% PHILIPPINE GOVT	7,000,000.00	10,757,103.00	
フィリピンペソ合計			92,692,326.00	108,263,787.32 (255,502,538)	
インドネシアルピア	国債証券	5.25% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	946,520,000.00	
		5.625% INDONESIA GOVT	500,000,000.00	431,115,000.00	
		6.375% INDONESIA GOVT	500,000,000.00	383,535,000.00	
		6.625% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	832,712,000.00	
		7.875% INDONESIA GOVT	3,600,000,000.00	3,593,412,000.00	
		7% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,361,949,000.00	
		8.25% INDONESIA GOVT	2,200,000,000.00	2,143,944,000.00	
		8.375% INDONESIA GOVT	2,500,000,000.00	2,555,950,000.00	
		8.375% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	1,029,286,000.00	
		8.375% INDONESIA GOVT	2,000,000,000.00	1,991,826,000.00	
		9.5% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	1,069,530,000.00	
		9.75% INDONESIA GOVT	1,200,000,000.00	1,327,836,000.00	
		9% INDONESIA GOVT	1,800,000,000.00	1,884,816,000.00	
		10.25% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	1,138,324,000.00	
		10.5% INDONESIA GOVT	1,285,000,000.00	1,501,999,235.00	
		10.5% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,763,730,000.00	
		10% INDONESIA GOVT	1,500,000,000.00	1,657,527,000.00	
		10% INDONESIA GOVT	1,000,000,000.00	1,115,870,000.00	
		11.75% INDONESIA GOVT	500,000,000.00	597,085,000.00	
		11% INDONESIA GOVT 2020	2,000,000,000.00	2,231,020,000.00	
		11% INDONESIA GOVT 2025	1,500,000,000.00	1,768,935,000.00	
		12.8% INDONESIA GOVT	3,000,000,000.00	3,590,484,000.00	
インドネシアルピア合計			33,085,000,000.00	34,917,405,235.00 (293,306,203)	

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
韓国ウォン	国債証券	2.75% KOREA TREASURY BON	300,000,000.00	306,130,800.00	
		3.25% KOREA TREASURY BON	200,000,000.00	209,148,400.00	
		3% KOREA TREASURY BOND	100,000,000.00	123,877,000.00	
		4.25% KOREA TREASURY BON	300,000,000.00	340,702,500.00	
		4.75% KOREA TREASURY BO	100,000,000.00	138,017,700.00	
		4% KOREA TREASURY	130,000,000.00	130,256,100.00	
		4% KOREA TREASURY BOND	100,000,000.00	129,769,300.00	
		5.5%KOREA TREASURY BOND	150,000,000.00	210,288,150.00	
		5.75%KOREA TREASURY BOND	300,000,000.00	332,492,100.00	
		5% KOREA TREASURY BOND	300,000,000.00	343,298,700.00	
韓国ウォン合計			1,980,000,000.00	2,263,980,750.00 (212,134,996)	
インドルピー	国債証券	7.59% INDIA GOVT	10,000,000.00	10,005,750.00	
		8.07% INDIA GOVT	31,000,000.00	31,419,554.00	
		8.12% INDIA GOVT	11,000,000.00	11,211,200.00	
		8.15% INDIA GOVT	20,000,000.00	20,318,340.00	
		8.24% INDIA GOVT	10,000,000.00	10,173,480.00	
		8.28% INDIA GOVT	10,000,000.00	10,192,500.00	
		8.3% INDIA GOVT	22,000,000.00	22,003,586.00	
インドルピー合計			114,000,000.00	115,324,410.00 (191,438,520)	
合計				1,349,196,618 (1,349,196,618)	

有価証券明細表注記

（注）１.小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２.合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３.外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券　10銘柄	100.0%	12.2%
マレーシアリンギット	国債証券　11銘柄 特殊債券　1銘柄	88.3% 11.7%	15.2% 2.0%
フィリピンペソ	国債証券　13銘柄	100.0%	18.9%
インドネシアルピア	国債証券　22銘柄	100.0%	21.7%
韓国ウォン	国債証券　10銘柄	100.0%	15.7%
インドルピー	国債証券　7銘柄	100.0%	14.2%

「イーストスプリング・インベストメンツ - アジアン・エクイティ・ファンド」の状況

純資産計算書

平成26年12月31日現在	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	760,301,483
未実現評価益（損）	12,517,685
投資有価証券時価評価額	772,819,168
銀行預金	8,010,600
現金預金等	(2)
投資証券発行未収入金	1,529,699
未収配当金及び未収利息	2,046,472
その他資産	315
資産合計	784,406,252
負債	
買戻し投資証券未払金	391,715
外国為替先渡取引にかかる未実現評価損	104
未払運用報酬	80,991
未払税金及び未払費用	199,393
負債合計	672,203
純資産合計	783,734,049
発行済クラスＡ投資証券口数	415,518
発行済クラスA_{ADMC1}（ヘッジあり）投資証券口数	51
発行済クラスA_{DMC1}投資証券口数	50
発行済クラスA_{NDMC1}（ヘッジあり）投資証券口数	51
発行済クラスA_{S}投資証券口数	41,149
発行済クラスA_{ZDMC1}（ヘッジあり）投資証券口数	3,179
発行済クラスＢ投資証券口数	100
発行済クラスＣ投資証券口数	2,766,646
発行済クラスＤ投資証券口数	16,384,867
発行済クラスＥ投資証券口数	548,580
発行済クラスＪ投資証券口数	58,021
クラスＡ投資証券１口当り純資産価格	USD 16.944
クラスA_{ADMC1}（ヘッジあり）投資証券１口当り純資産価格	AUD 9.169
クラスA_{DMC1}投資証券１口当り純資産価格	USD 9.183
クラスA_{NDMC1}（ヘッジあり）投資証券１口当り純資産価格	NZD 9.212
クラスA_{S}投資証券１口当り純資産価格	SGD 13.413
クラスA_{ZDMC1}（ヘッジあり）投資証券１口当り純資産価格	ZAR 9.155
クラスＢ投資証券１口当り純資産価格	USD 10.922
クラスＣ投資証券１口当り純資産価格	USD 36.971
クラスＤ投資証券１口当り純資産価格	USD 40.732
クラスＥ投資証券１口当り純資産価格	USD 10.605
クラスＪ投資証券１口当り純資産価格	USD 13.368

純資産変動計算書

平成26年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産総額	735,513,547
収入	
配当金	22,224,298
預金利息	8
品貸料	7,071
収入合計	22,231,377
費用	
運用報酬	979,881
管理費用	30,527
保管銀行費用	315,024
取引手数料	110,155
管理・名義書換代行事務費用	185,967
監査費用、公告・印刷費用	12,378
税金	76,353
借越利息	6,242
役員報酬	3,767
その他費用	85,870
費用合計	1,806,164
投資からの純収入（支出）	20,425,213
投資有価証券の売却にかかる実現純利益（損失）	43,744,703
外国為替先渡取引にかかる実現純利益（損失）	(9,369)
外国為替にかかる実現純利益（損失）	(219,750)
実現純利益（損失）	43,515,584
投資有価証券にかかる未実現評価益（損）	(7,722,011)
外国為替先渡取引にかかる未実現評価益（損）	(104)
外国為替にかかる未実現評価益（損）	(14,015)
未実現評価益（損）の純変動額	(7,736,130)
運用による純資産の純増加額（減少額）	56,204,667
資本金の変動	
投資証券の発行	118,343,577
投資証券の買戻し	(126,327,612)
配当金および分配金	
当期の配当金および分配金	(130)
当期の純資産総額の変動額	48,220,502
期末純資産総額	783,734,049

投資有価証券明細（平成26年12月31日現在）

（単位：米ドル）

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産比率(%)
譲渡可能な上場有価証券					
株式					
バミューダ諸島					
Huabao International Holdings Ltd	14,826,000	香港ドル	12,447,422	12,099,939	1.54
Jardine Matheson Holdings Ltd	256,647	米ドル	13,712,357	15,642,635	2.00
Li & Fung Ltd	8,346,000	香港ドル	10,028,462	7,812,148	1.00
Noble Group Ltd	18,934,073	シンガポールドル	17,727,550	16,309,013	2.08
			53,915,791	51,863,735	6.62
ケイマン諸島					
Belle International Holdings Ltd	3,699,000	香港ドル	5,855,660	4,158,687	0.53
Hengan International Group Co Ltd	373,500	香港ドル	3,848,153	3,903,005	0.50
Longfor Properties Co Ltd	5,573,500	香港ドル	7,766,596	7,178,753	0.92
Parkson Retail Group Ltd	16,971,000	香港ドル	13,143,832	4,244,872	0.54
			30,614,241	19,485,317	2.49
中国					
Bank of China Ltd ‘H'	43,945,800	香港ドル	20,197,583	24,760,207	3.17
China Communications Construction Co Ltd ‘H'	6,073,000	香港ドル	4,308,979	7,305,339	0.93
China Construction Bank Corp ‘H'	35,703,620	香港ドル	27,365,731	29,322,915	3.75
China Merchants Bank Co Ltd ‘H'	9,226,885	香港ドル	17,446,275	23,150,129	2.95
China Pacific Insurance Group Co Ltd ‘H'	2,788,600	香港ドル	10,159,141	14,165,696	1.81
China Shenhua Energy Co Ltd ‘H'	3,480,500	香港ドル	12,804,969	10,298,638	1.31
Dongfeng Motor Group Co Ltd ‘H'	8,154,000	香港ドル	11,956,453	11,543,261	1.47
PetroChina Co Ltd ‘H'	15,012,000	香港ドル	18,744,081	16,645,332	2.12
Wumart Stores Inc ‘H'	5,591,000	香港ドル	10,569,342	4,786,445	0.61
			133,552,554	141,977,962	18.12
香港					
China Merchants Holdings International Co Ltd	5,414,707	香港ドル	17,564,716	18,220,946	2.32
China Mobile Ltd	2,302,700	香港ドル	24,469,342	26,868,375	3.43
China Resources Power Holdings Co Ltd	5,308,000	香港ドル	11,487,157	13,687,256	1.75
Hang Seng Bank Ltd	810,700	香港ドル	12,913,549	13,504,489	1.72
Sino Land Co Ltd	5,866,753	香港ドル	9,092,429	9,470,166	1.21
Sun Hung Kai Properties Ltd	1,516,339	香港ドル	19,460,415	23,127,917	2.95
Wharf Holdings Ltd	1,909,000	香港ドル	14,791,380	13,783,180	1.76
			109,778,988	118,662,329	15.14
インド					
Axis Bank Ltd	1,566,306	インドルピー	6,446,380	12,466,428	1.59
Cairn India Ltd	1,523,231	インドルピー	8,377,950	5,804,796	0.74

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産比率(%)
Housing Development Finance Corp	976,141	インドルピー	16,122,559	17,565,821	2.24
Infosys Ltd	693,743	インドルピー	19,489,694	21,679,159	2.77
Sesa Sterlite Ltd	3,000,579	インドルピー	10,228,478	10,196,430	1.30
Tata Motors Ltd ‘ A'	903,140	インドルピー	2,093,768	4,803,106	0.61
			62,758,829	72,515,740	9.25
インドネシア					
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	21,487,700	インドネシアルピア	8,257,036	10,583,364	1.34
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	7,239,400	インドネシアルピア	5,697,335	6,809,770	0.87
Salim Ivomas Pratama Tbk PT	46,160,600	インドネシアルピア	6,149,309	2,627,632	0.34
			20,103,680	20,020,766	2.55
マレーシア					
AMMB Holdings Bhd	4,545,300	マレーシアリンギット	8,659,655	8,579,722	1.09
Genting Bhd	750,100	マレーシアリンギット	2,308,716	1,902,872	0.24
Genting Malaysia Bhd	7,630,000	マレーシアリンギット	9,093,027	8,881,485	1.14
			20,061,398	19,364,079	2.47
フィリピン					
First Gen Corp	7,579,900	フィリピンペソ	2,947,823	4,320,962	0.55
シンガポール					
Asian Pay Television Trust	7,802,000	シンガポールドル	6,027,776	5,069,711	0.65
CapitaLand Ltd	3,082,000	シンガポールドル	8,324,955	7,707,960	0.98
DBS Group Holdings Ltd	1,059,846	シンガポールドル	12,098,750	16,496,384	2.11
Singapore Telecommunications Ltd	3,068,000	シンガポールドル	9,137,666	9,040,632	1.15
			35,589,147	38,314,687	4.89
韓国					
Hana Financial Group Inc	456,408	韓国ウォン	14,679,885	13,287,591	1.70
Hankook Tire Co Ltd	239,385	韓国ウォン	8,661,050	11,477,586	1.46
Hyundai Engineering & Construction Co Ltd	181,570	韓国ウォン	9,567,243	6,954,553	0.89
Hyundai Motor Co	131,698	韓国ウォン	26,185,546	20,249,248	2.58
KT Corp	641,301	韓国ウォン	20,155,112	18,232,867	2.33
LG Corp	217,478	韓国ウォン	14,149,748	12,109,042	1.55
POSCO	37,261	韓国ウォン	12,292,060	9,339,403	1.19
Samsung Electronics Co Ltd	43,799	韓国ウォン	35,049,762	52,878,381	6.74
SK Innovation Co Ltd	170,902	韓国ウォン	19,522,359	13,231,824	1.69
			160,262,765	157,760,495	20.13
台湾					
Advanced Semiconductor Engineering Inc	1,156,325	台湾ドル	1,052,882	1,394,088	0.18
Compal Electronics Inc	13,268,000	台湾ドル	10,615,014	9,320,599	1.19
CTBC Financial Holding Co Ltd	19,476,026	台湾ドル	10,433,499	12,664,777	1.62
HON HAI Precision Industry Co Ltd	6,042,020	台湾ドル	14,570,383	16,805,692	2.14
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	7,482,808	台湾ドル	18,940,138	33,386,360	4.25

名称	数量（株）	通貨	取得金額	評価金額	対純資産比率(%)
Uni-President Enterprises Corp	7,787,840	台湾ドル	12,995,962	12,371,037	1.58
Wistron Corp	5,594,069	台湾ドル	6,183,358	5,080,367	0.65
			74,791,236	91,022,920	11.61
タイ					
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	1,550,800	タイバーツ	9,281,346	9,238,812	1.18
Charoen Pokphand Foods PCL (Foreign Market)	4,583,300	タイバーツ	5,294,202	3,796,200	0.48
PTT Exploration & Production PCL (Foreign Market)	2,664,500	タイバーツ	13,468,719	9,070,642	1.16
			28,044,267	22,105,654	2.82
イギリス					
Standard Chartered Plc	1,029,107	香港ドル	22,428,269	15,404,522	1.97
合計			754,848,988	772,819,168	98.61
非上場有価証券					
株式					
香港					
RREEF China Commercial Trust (Reit)	8,195,000	香港ドル	5,452,495	－	－
合計			5,452,495	－	－
非上場有価証券の合計			5,452,495	－	－
投資総額			760,301,483	772,819,168	98.61
その他資産				10,914,881	1.39
純資産総額				783,734,049	100.00

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

		(平成28年３月31日現在)
Ⅰ	資産総額	232,356,960円
Ⅱ	負債総額	159,865円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	232,197,095円
Ⅳ	発行済口数	275,496,810口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8428円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者等に対する特典

該当するものはありません。

３．譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

４．受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５．受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
(1) 資本金の額等（平成28年3月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成28年3月末現在）

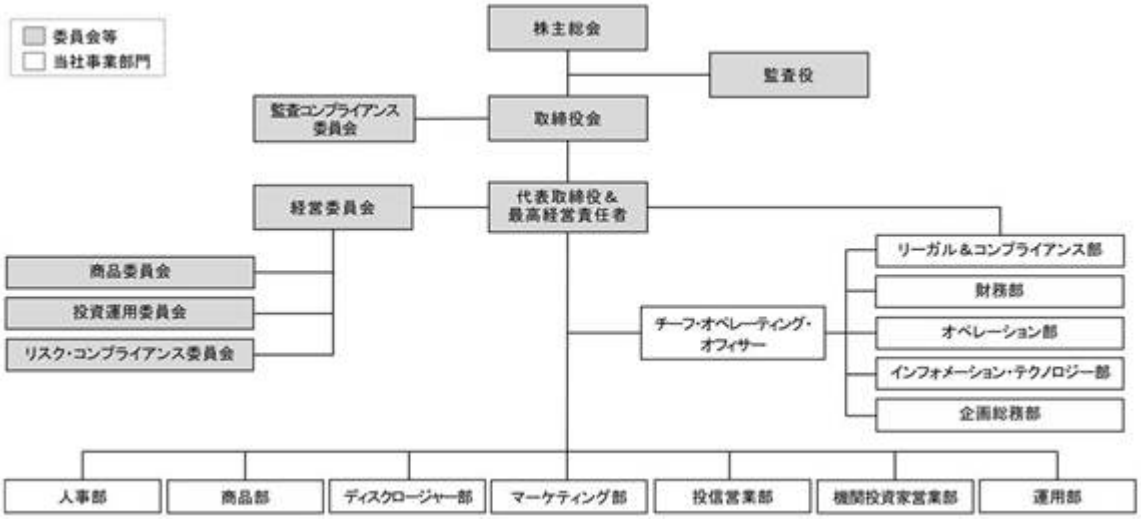

・会社の意思決定機構
取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。
取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。
取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。
取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制
委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。
委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
運用部から独立したリーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成28年3月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	27	852,169　百万円
合計	27	852,169　百万円

3【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
　また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

　委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
　また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表
(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,567,443	1,765,123
前払費用	12,529	30,833
未収委託者報酬	970,004	1,417,026
未収投資顧問料	-	303,562
未収入金	34,853	24,000
繰延税金資産	85,964	57,751
流動資産合計	2,670,796	3,598,298
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	83,222	76,351
器具備品	37,615	45,230
リース資産	16,070	11,480
有形固定資産合計	136,908	133,062
無形固定資産	※2	※2
ソフトウェア	10,772	8,564
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	11,060	8,852
投資その他の資産		
長期差入保証金	81,173	75,792
繰延税金資産	37,864	51,674
その他	15,507	6,432
投資その他の資産合計	134,545	133,899
固定資産合計	282,514	275,814
資産合計	2,953,311	3,874,112
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	460,044	660,643
関係会社未払金	150,271	462,755
その他未払金	30,172	46,003
未払費用	38,487	59,022
未払法人税等	142,718	250,659
預り金	83,623	111,562
賞与引当金	163,234	109,016
未払消費税等	33,624	188,523
リース債務	3,937	3,528
流動負債合計	1,106,113	1,891,715
固定負債		
退職給付引当金	99,211	128,367
リース債務	12,975	8,526
固定負債合計	112,186	136,893
負債合計	1,218,300	2,028,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	468,635	579,128
利益剰余金合計	468,635	579,128
株主資本合計	1,735,010	1,845,503
純資産合計	1,735,010	1,845,503
負債・純資産合計	2,953,311	3,874,112

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,427,758	6,475,952
投資顧問料	3,961	281,076
その他営業収益	32,102	35,656
営業収益合計	5,463,823	6,792,685
営業費用		
支払手数料	1,782,642	2,046,979
広告宣伝費	107,465	147,515
調査費	142,025	188,753
委託調査費	1,373,055	1,900,582
委託計算費	57,462	101,075
通信費	15,152	17,383
諸会費	6,099	5,044
営業費用合計	3,483,903	4,407,336
一般管理費		
役員報酬	90,294	133,306
給料・手当	581,732	592,449
賞与	122,707	198,971
交際費	6,382	6,242
旅費交通費	28,154	40,197
租税公課	26,691	14,677
不動産賃借料	114,259	115,705
退職給付費用	34,427	111,296
減価償却費	26,227	24,403
採用費	24,514	22,352
専門家報酬	15,344	24,977
業務委託費	28,542	29,977
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	46,435	56,337
一般管理費合計	1,151,079	1,376,262
営業利益	828,840	1,009,086
営業外収益		
受取利息	126	82
受取配当金	517	568
不動産賃貸収益	7,277	4,688
雑収入	9	451
営業外収益合計	7,930	5,792
営業外費用		
為替差損	54,928	27,965
雑損失	1,500	600
営業外費用合計	56,428	28,565
経常利益	780,342	986,313
特別損失		
固定資産除却損	193	204
ゴルフ会員権売却損	-	3,380
特別損失合計	193	3,585
税引前当期純利益	780,148	982,728
法人税、住民税及び事業税	295,753	389,197
法人税等調整額	15,759	14,403
法人税等合計	311,513	403,601
当期純利益	468,635	579,127

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	663,634	1,930,009	1,930,009
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 663,634	△ 663,634	△ 663,634
当期純利益	―	―	468,635	468,635	468,635
当期変動額合計	―	―	△ 194,998	△ 194,998	△ 194,998
当期末残高	649,500	616,875	468,635	1,735,010	1,735,010

当事業年度(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	468,635	1,735,010	1,735,010
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 468,635	△ 468,635	△ 468,635
当期純利益	―	―	579,127	579,127	579,127
当期変動額合計	―	―	110,492	110,492	110,492
当期末残高	649,500	616,875	579,128	1,845,503	1,845,503

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
建物	27,306 千円	34,177 千円
器具備品	39,925 千円	49,355 千円
リース資産	3,597 千円	6,640 千円
計	70,828 千円	90,173 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
ソフトウェア	7,872 千円	11,445 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日定時株主総会	普通株式	663	利益剰余金	28,778	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

① 剰余金の配当の総額　468百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ 1株当たり配当額　20,322円
④ 基準日　平成26年3月31日
⑤ 効力発生日　平成26年7月 1日

当事業年度（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日定時株主総会	普通株式	468	利益剰余金	20,322	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引
所有権移転外ファイナンスリース取引
(1) リース資産の内容
有形固定資産
主として、コピー機(器具備品)であります。
(2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。
(2) 金融商品の内容およびリスク
営業債権である未収委託者報酬、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。
営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。
長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。
また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。
また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,567,443	1,567,443	-
(2) 未収委託者報酬	970,004	970,004	-
(3) 長期差入保証金	81,173	81,173	-
(4) 未払金	(640,488)	(640,488)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,765,123	1,765,123	-
(2) 未収委託者報酬	1,417,026	1,417,026	-
(3) 未収投資顧問料	303,562	303,562	-
(4) 長期差入保証金	75,792	75,792	-
(5) 未払金	(1,169,402)	(1,169,402)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	1,567,443	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	970,004	-	-	-
(3) 長期差入保証金	10,987	70,185	-	-
合計	2,548,436	70,185	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	1,765,123	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,417,026	-	-	-
(3) 未収投資顧問料	303,562	-	-	-
(4) 長期差入保証金	8,390	67,401	-	-
合計	3,494,103	67,401	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1．採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2．退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付引当金期首残高	103,937 千円	99,211 千円
退職給付費用	26,177 千円	61,891 千円
退職給付の支払額	△ 30,902 千円	△ 32,735 千円
退職給付引当金期末残高	99,211 千円	128,367 千円

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付費用	34,427 千円	111,296 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,176 千円	36,084 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	35,359 千円	41,514 千円
未払費用否認額	7,676 千円	2,238 千円
未払事業税	11,736 千円	19,360 千円
その他	10,880 千円	10,228 千円
繰延税金資産の総額	123,829 千円	109,426 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01 %	35.64 %
(調整)		
住民税均等割	0.12 %	0.09 %
交際費等永久差異	0.42 %	0.30 %
役員給与永久差異	3.44 %	4.25 %
その他	△2.06 %	0.77 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	39.93 %	41.07 %

3. 法人税等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円減少し、法人税等調整額の金額が9百万円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	183,481	未払金	14,297
親会社の子会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	33	未払金	0
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注) 情報関連費の支払	1,188,956 13,847	未払金 未払金	108,827 3,208
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティの支払	39,877	未払金	18,990
親会社の親会社	プルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	33,629	未払金	4,900
親会社の子会社	エムアンドジーリアルエステイトジャパン株式会社	東京都 千代田区	300万円	不動産業	なし	不動産の賃貸	不動産賃貸料の受領	7,277	未収金	2,260

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	155,511	未払金	12,603
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 計算業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注) 委託計算費の支払(注) 情報関連費の支払	1,744,490 31,565 6,645	未払金 未払金	380,343 7,608
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティの支払	49,462	未払金	26,551
親会社の親会社	プルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	77,336	未払金	35,461
親会社の子会社	エムアンドジーリアルエステイトジャパン株式会社	東京都 港区	300万円	不動産業	なし	不動産の賃貸	不動産賃貸料の受領	4,688	未収金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)
当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。
なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)
セグメント情報
当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報
前事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,427,758	3,961	32,102	5,463,823

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	6,475,952	281,076	35,656	6,792,685

2. 地域ごとの情報
(1) 売上高
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	75,238円98銭	80,030円49銭
1株当たり当期純利益	20,322円44銭	25,113円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	468,635千円	579,127千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	468,635千円	579,127千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,792,157
有価証券		566,070
前払費用		44,139
未収委託者報酬		1,423,098
未収投資顧問料		158,678
未収入金		11,810
繰延税金資産		128,073
流動資産合計		4,124,027
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		73,346
器具備品		52,067
リース資産		11,865
有形固定資産合計		137,278
無形固定資産	※2	
ソフトウェア		17,927
電話加入権		288
無形固定資産合計		18,215
投資その他の資産		
長期差入保証金		73,624
繰延税金資産		62,127
その他		6,432
投資その他の資産合計		142,184
固定資産合計		297,678
資産合計		4,421,706
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		679,639
関係会社未払金		313,478
その他未払金		14,397
未払費用		58,621
未払法人税等		388,110
預り金		14,819
賞与引当金		264,655
未払消費税等	※3	113,721
リース債務		3,981
流動負債合計		1,851,426
固定負債		
退職給付引当金		158,622
リース債務		8,538
固定負債合計		167,161
負債合計		2,018,587
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,136,743
利益剰余金合計		1,136,743
株主資本合計		2,403,118
純資産合計		2,403,118
負債・純資産合計		4,421,706

2. 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,343,228
投資顧問料		146,924
その他営業収益		26,017
営業収益合計		4,516,171
営業費用		2,859,439
一般管理費	※1	752,461
営業利益		904,270
営業外収益		
受取利息		50
受取配当金		3
為替差益		5,901
営業外収益合計		5,956
営業外費用		
有価証券評価損		35,929
営業外費用合計		35,929
経常利益		874,297
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純利益		874,297
法人税、住民税及び事業税		397,456
法人税等調整額		△ 80,774
法人税等合計		316,681
中間純利益		557,615

3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	579,128	1,845,503	1,845,503
当中間期変動額					
剰余金の配当	―	―	―	―	―
中間純利益	―	―	557,615	557,615	557,615
当中間期変動額合計	―	―	557,615	557,615	557,615
当中間期末残高	649,500	616,875	1,136,743	2,403,118	2,403,118

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券

時価法により行っています。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	**10年～18年**
器具備品	**3年～15年**

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
建物	37,618 千円
器具備品	55,556 千円
リース資産	7,035 千円
計	100,209 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成27年9月30日)
ソフトウェア	13,752 千円

※3 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)
※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）
有形固定資産	11,356 千円
無形固定資産	2,307 千円
計	13,663 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

(リース取引関係)
当中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）
1．ファイナンスリース取引
所有権移転外ファイナンスリース取引
(1)リース資産の内容
有形固定資産
主として、コピー機(器具備品)であります。
(2)リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「1．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

（金融商品関係）
当中間会計期間　（自　平成27年4月　1日　至　平成27年9月30日）

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

②　金融商品の内容およびリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	1,792,157	1,792,157	-
②有価証券	566,070	566,070	-
③未収委託者報酬	1,423,098	1,423,098	-
④未収投資顧問料	158,678	158,678	-
⑤長期差入保証金	73,624	73,624	-
⑥未払金	(1,007,515)	(1,007,515)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

①　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

③　未収委託者報酬、　④　未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤　長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

当中間会計期間の損益に含まれた評価差額　35,929千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間　（自　平成27年4月　1日　至　平成27年9月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間　（自　平成27年4月　1日　至　平成27年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間　（自　平成27年4月　1日　至　平成27年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	4,343,228	146,924	26,017	4,516,171

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 （自　平成27年4月 1日 至　平成27年9月30日）
1株当たり純資産額	104,211円57銭
1株当たり中間純利益金額	24,181円7銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自　平成27年4月 1日 至　平成27年9月30日）
中間純利益	557,615千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株主に係る中間純利益	557,615千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称　三井住友信託銀行株式会社
資本金の額　342,037百万円（平成27年9月末現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞
名称　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額　51,000百万円（平成27年9月末現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 （平成27年9月末現在）	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	
株式会社池田泉州銀行	61,300百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類のうち、当特定期間において提出したものは以下のとおりです。

平成27年 8月25日	臨時報告書
平成27年11月16日	有価証券報告書
平成27年11月16日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年11月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　平栗　郁朗　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年４月６日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・アジア・インカム・プラスの平成27年８月18日から平成28年２月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・アジア・インカム・プラスの平成28年２月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　平栗　郁朗　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。